

**令和元年度
国立大学イノベーション創出環境強化事業
公募要領**

令和元年7月

内閣府

令和元年度国立大学イノベーション創出環境強化事業 公募要領

基本的な考え方

世界最速で少子高齢化、人口減少社会に突入した我が国の次の世代を切り拓くためには、デジタルテクノロジーによる生産性の向上や科学技術イノベーションの創出によって、一人当たりのGDPを増加させ、効率的でスマートな国家を世界に先駆けて実現することが必要である。

このような中、我が国がイノベーションを通じて持続的に成長していくためには科学技術イノベーションの中核的な実行主体である国立大学の機能を強化するとともに、大学等が産学官を交えた知識集約型産業の中核となるイノベーション・エコシステムの構築が重要となっている。

イノベーション・エコシステムの構築に向けては、国立大学等が産学官連携の促進や、それを通じた財源の多様化、経営基盤の強化に取り組み、イノベーション創出力の強化を図っていく必要がある。

本事業は、国立大学の外部資金獲得実績等に応じたインセンティブとなる資金を配分することで、国立大学における民間企業との共同研究における適切な間接経費の確保や、寄附金等の多様な民間資金獲得を推進し、イノベーションの創出に必要な財源の確保を進め、経営基盤の強化を促すものである。

本事業終了時には、すべての採択校の共同研究における直接経費に対する間接経費の割合が国立大学法人運営費交付金の重点支援枠①及び②の大学においては20%以上、③の大学においては30%以上となることを目指し、全体を底上げする相場観の形成を目指す。

交付・申請の概要

令和元年度においては、上記の基本的な考え方に基づき、国立大学の外部資金獲得実績及び今後の民間資金獲得額増加のための計画などを勘案の上、優れた国立大学に対し、イノベーション創出環境を強化するための交付金を配分する。

(1) 交付対象

国立大学法人（全86法人）

(2) 申請要件

申請者は、本要領に指定する調書を作成し、内閣府宛に提出すること（調書の提出先は「審査方法等」を参照）。

(3) 交付金の用途

本交付金の用途として支出できる経費は、国立大学が独自の戦略に基づき実施するイノベーション創出環境強化や大学の経営基盤強化に資する取組全般とする。

(支出できない経費 (例))

本交付金による支出ができない経費として、例えば以下のようなものが挙げられる。なお、この他にも事業内容に応じて本交付金による支出の必要性を勘案した結果、使用できない場合がある。

- ・イノベーション創出環境強化や大学の経営基盤強化のために、本交付金を支出する直接の必要がないと考えられる経費（懇親会経費や酒、煙草等に係る経費・土産などの経費 等）

(4) 期間等

ア) 交付期間

交付期間は原則2年間とするが、年に1回以上実施する取組実績の評価結果等を踏まえて、交付期間や交付額の見直しを行う。

- ・特に優れた実績を上げた大学：交付期間の1年延長を検討
- ・取組が不十分な大学：交付期間の短縮、交付額の減額

イ) 交付件数

令和元年度は5校程度（国立大学法人運営費交付金の重点支援枠①及び②の大学3校、③の大学2校を想定）

ウ) 事業のフォローアップ

本事業の効果検証、好事例の横展開を図るため、定期的に取り組の進捗確認を行うとともに、審査・評価委員会及びガバニングボードによる評価・検証を実施する。

審査方法等

(1) 審査方法等

ア) 一次審査（※大学側は申請等の手続き不要）

- ・文部科学省へ提出された財務諸表等に基づき、内閣府で審査を実施。
- ・審査は、予算規模の違いを考慮し、国立大学法人運営費交付金の重点支援枠である重点支援①②、及び③に分けたうえで、下記のそれぞれの指標で点数化し、上位校を選出（重点支援①及び②は上位6校程度を選出、重点支援③は上位5校程度を選出）。

【重点支援①及び②の大学】

下記（i）～（iii）の指標の点数の合計点により、順位付けを行う。

（i）大学収入における外部資金収入の割合（上位20校を選出し、点数化する。）

以下、選出された20校のみを対象とし、（ii）及び（iii）の指標で点数化する。

（ii）（i）の伸び率（下記の式により、ポイント値の上がり幅を算出）
（「平成30年度の実績（%）」－「平成29年度の実績（%）」）

（iii）共同研究の直接経費に対する間接経費の割合

【重点支援③の大学】

下記（i）及び（ii）の指標の点数の合計点により、順位付けを行う。

（i）共同研究の直接経費に対する間接経費の割合

（ii）（i）の伸び率（下記の式により、ポイント値の上昇率を算出）
（「平成30年度の実績（%）」－「平成28年度の実績（%）」）／「平成28年度の実績（%）」

※外部資金として計上できる収入は、受託研究、共同研究、受託事業等、寄附金、雑収入とする（補助金は除く。国、独立行政法人からの受託は除く）。

- ・一次審査の結果は、各国立大学に対し電子メールで通知する。

イ) 二次審査

- ・一次審査で選出された大学には、二次審査申請の案内を行う。二次審査への申請を希望する大学は、「国立大学イノベーション創出環境強化事業_民間資金獲得額増加計画調書」を作成し、内閣府へ提出する。
- ・本交付金交付先の選定のための審査は、内閣府が設置する審査・評価委員会において行う。
- ・審査では、提出された調書をもとにヒアリングを行い、5校程度（重点支援①及び②の枠から3校、③の枠から2校）を採択。
- ・公募締切（提出期限）までの間、申請に係る事前相談を行うことを可能としている。事前相談を希望する大学は、提出資料（案）を作成の上、【本件担当】に記載されているメールアドレスに連絡し、事前相談の日程を設定すること。

(2) 提出資料・提出先等

ア) 二次審査提出資料

【様式】 国立大学イノベーション創出環境強化事業_民間資金獲得額増加計画調書

イ) 提出期限 令和元年8月9日(金)

提出期限後の資料の提出、差し替え及び訂正は認められないため、提出期限を遵守するとともに、内容等の確認を十分に行うこと。

ウ) 提出方法

アの資料を提出期限までに郵送により提出(部数:一部)するとともに、提出した資料の電子媒体(加工可能な媒体)を電子メールに添付して提出すること。

エ) 提出先

郵送: 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館 6階
内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付
大学改革担当室

電子媒体: daigaku@cao.go.jp

※メール件名は「00【〇〇大学】令和元年度国立大学イノベーション創出環境強化事業の申請について」とすること(00は法人番号)

その他留意事項

(1) 問い合わせ等

本事業に関する質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問・相談については回答できない。本事業に関する重要な情報はウェブサイト等にて開示する。

(2) 採択情報等の公表等

採択校決定後、採択された大学名を公表する予定としている。

(3) 情報公開の促進

採択された大学については、国からの交付金を受けることにより、社会への説明責任を果たす必要があることから、本事業による成果や取組の進捗など、情報の公開を積極的に進めること。

(4) 採択までのスケジュール (予定)

令和元年

7月19日 (金)	一次審査結果通知、公募開始
8月9日 (金)	公募締切 (提出期限)
8月下旬	二次審査 (ヒアリング) 実施
9月中旬	二次審査結果通知
10月初旬	交付金の交付

※審査の状況等により変更する場合があります

【本件担当】

内閣府 政策統括官 (科学技術・イノベーション担当) 付
大学改革担当室

T E L : 03-6257-1331

E-mail: daigaku@cao.go.jp